

## 23. 総合経済対策

昭和57年10月8日

経済対策閣僚会議

1. 最近の経済情勢をみると、物価の安定等を背景に、個人消費は回復の方向を示してきたが、このところ一部に天候要因によるマイナスの影響もみられる。また、企業の設備投資は、大企業では見直しの動きはあるものの底固さを維持しているが、中小企業は停滞が続いており、住宅建設も依然低水準となっている。さらに輸出も減少気味となっている。

かかる状況を背景として、生産・出荷は低調に推移し、雇用情勢も厳しい状況にある。また、業種によっては、構造的な問題を抱えた産業がみられる。一方、従来比較的好調であった産業にも景況の悪化がみられ、地域別跛行性も依然として目立っている。

2. 他方、我が国の財政は巨額の国債の累増に加え、56年度において決算上の不足を生ずるに至り、また、本年度においても大幅な減収が見込まれ、未曾有の困難に逢着している。このような財政の再建は緊要な政策課題であり、引き続きこれを推進する必要がある。

3. このような経済・財政情勢にかんがみ、財政再建の推進を図りつつ、厳しい国際環境の下で内需を中心とした景気の着実な回復を図り、雇用の安定を確保し、我が国経済を持続的な安定成長路線に円滑に乗せていくため、下記の通り総合的な経済対策を講ずることとし、今後とも内外の経済動向を注視し、機動的な政策運営を進めることとする。

これらの対策の着実な実施により、本年度の我が国経済は、名目で 6.2%程度、実質で 3.4%程度の成長を達成する見込みである。

また、この間、物価は引き続き安定基調を維持し、本年度の卸売物価の平均上昇率は 2%程度、消費者物価の平均上昇率は 3%程度と見込まれる。

## 記

### I 内需の拡大等

#### (1) 公共投資等の推進

公共投資等については、次のとおり、総額 2 兆円強の事業規模の追加を行う。

- ① 災害復旧事業については、集中豪雨や台風等により被害を受けた諸地域における災害復旧工事を速やかに実施するものとし、所要事業費約 7,500 億円を確保する。
- ② 一般公共事業について、道路、治山、治水、港湾、下水道、農業基盤等の事業を対象として、債務負担により約 4,000 億円の事業費の追加を行うとともに、日本道路公団等の事業費を約 1,200 億円追加する。
- ③ 地方単独事業については、地域経済・雇用の実情に応じ地方債の活用を図ること等により追加措置（約 5,000 億円の見込み）を含め、その円滑な施行を期待するものとする。
- ④ 住宅金融公庫について増改築の推進に重点を置いて 3 万戸の着付枠の追加を行う等事業規模約 3,000 億円を追加する。

#### (2) 住宅建設の促進

- ① 住宅金融公庫の個人向け住宅貸付等については、貸付申込期間の延長等を実施したところであるが、今般、貸付枠の追加とともに、住宅改良貸付の貸付限度額の引上げを実施することにより、住宅建設の一

層の促進を図る。

- ② 潜在需要の強い増改築及び中古住宅については、キャンペーン等の実施により、需要の喚起と流通等の促進を図る。

また、財形持家個人融資について、利子補給が実施されたことに伴い、制度の普及・活用を図る。

- ③ 宅地供給の円滑な促進等を図るため、都市計画法に基づく市街化区域等の区分の見直しを積極的に推進するとともに、開発許可制度の適切な運用を図る。また、都心部における土地の有効利用を図るため、第一種住居専用地域の見直しの推進及び市街地住宅総合設計制度の新設を行う。
- ④ 民間金融機関の個人向け住宅融資については、融資資金の確保につき配慮するよう指導する。

### (3) 中小企業対策

- ① 特定不況地域中小企業対策臨時措置法に基づき業種指定及び地域指定の追加を行い、緊急融資の実施等所要の経営安定対策を講ずる。
- ② 中小企業金融については、さきの長期金利の改定に当たっても特段の配慮を行ったところであるが、更に、設備投資促進の環境整備を図るため、中小企業金融公庫及び国民金融公庫の貸付限度額の引上げ及び省エネルギー貸付の対象設備の拡大を行う。
- ③ 昭和57年度中小企業向け官公需の契約目標の確実な達成に努めるとともに、公共事業における中小建設業者の受注の促進を図る。

また、中小建設業者について所要の資金供給の円滑化に配慮する。

- ④ 倒産防止対策の機動的運用を図るとともに、下請代金支払遅延等防止法の厳正な運用等による下請取引の適正化及び下請取引あっせんの

強化を推進する。

(4) 民間部門における需要喚起

- ① 金融政策の運営に当たっては、内外の経済動向に十分留意し、引き続き適切かつ機動的に対処する。
- ② 民間設備投資については、エネルギー関連投資等を中心に引き続き推進するものとし、日本開発銀行の貸付枠の追加を行う。
- ③ 乗用車、家電製品等について割賦販売標準条件の緩和を図る。
- ④ 安定した為替相場の下、相手国の経済建設にも資するプラント輸出等の促進に努め、貿易の拡大均衡を目指すものとし、日本輸出入銀行の貸付枠の追加を行う。
- ⑤ 開発途上国の要請に応じ、プラント・バージにかかる協力促進を図る。

Ⅱ 不況産業対策

基礎素材産業等については、構造的問題への対応について検討するとともに、早急に以下の施策を実施に移す。

- ① 著しい需給不均衡に陥っている不況業種については、内需の拡大、不況カルテルの適正な運用等を通じて需給バランスの改善に努める。
- ② アルミニウム製錬業について、民間の経営改善努力を前提に金属鉱産物備蓄制度の活用により、アルミニウム地金の備蓄買上げを行う。
- ③ 木材産業については、過剰設備の廃棄や生産方式の合理化を通じその再編整備に努める。

### Ⅲ 雇 用 対 策

- ① 失業の予防を図るため、雇用調整助成金制度について業種指定を機動的に実施するとともに、不況が長期化している業種の指定期間や下請中小企業に対する適用について特別な配慮を行う。
- ② 構造的な不況に陥っている業種及び地域について、特定不況業種離職者臨時措置法及び特定不況地域離職者臨時措置法における特定不況業種及び特定不況地域を追加指定する。
- ③ 特別の求人開拓を引き続き強力に実施することとし、特に、新規学卒予定者の求人確保対策の強化を図るとともに、地域間の需給アンバランスが生じないよう広域的な調整を行う。

## 24. 公共事業等の執行について

昭和57年3月16日の閣議における経済企画庁長官、大蔵大臣発言要旨

### 河本経済企画庁長官発言要旨

1. 去る12日、昭和56年10-12月期の国民所得統計速報が取りまとめられた。結果は、前期比実質マイナス0.9%の停滞を示しており、昭和50年1-3月期以来のマイナス成長となった。

これには、輸出の増勢鈍化、輸入の増加など外需がマイナスの伸びを示し、成長寄与度でも実質マイナス1.3%となったことが影響している。他方、内需自体の伸びはプラスとなって、前期よりも改善している。

2. 景気の現状はこのように厳しい状況にあるが、現在は経済の激動期にあり、また、国内民間需要が回復をみせているので今後の機敏かつ適切な経済運営によってこの景気の現状を十分克服できるものと確信している。

3. かかる観点から、今後の経済運営については、内外の経済動向を踏まえて引き続き金融政策の適切かつ機動的な運営を図るとともに、財政について、災害復旧工事の促進に努め、また、住宅対策として公的資金住宅の建設を促進するなどの措置を講ずる必要があるが、この際特に重要なことは当面昭和57年度公共事業等について地方も含め先例にとらわれずに出来る限りの前倒しを行うことであると考えらる。

4. 関係閣僚各位の積極的なご支援・ご協力をお願いしたい。

### 渡辺大蔵大臣発言要旨

1. 最近の景気動向にかんがみ、財政金融政策については、内外の経済動向を注視しつつ、引き続き機動的な運営を進めてまいりたい。

2. ついては、57年度の公共事業等の施行に関し、上半期における契約  
済額の割合の目標を、実行可能性等を勘案して、過去最高の75%以上  
とすることで、各省庁間の検討を進めてはどうかと考えている。

かかる検討の結果を踏まえ、57年度予算成立後、速やかに閣議決定  
をお願いしたい。